毎週金曜日発行　　大阪市公報第5525号　　平成23年5月6日

大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話 06－6208－7444

目　次

規　則

○大阪市職員就業規則の一部を改正する規則……3
○大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則……4
○職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則……4
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……5

企業管理規程

○大阪市交通局職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程……6
○大阪市水道局職員就業規程の一部を改正する規程……7
○大阪市病院局職員就業規程の一部を改正する規程……7

告　示

○放置自動車の処理……8
○一般競争入札の執行（中央情報処理センター運用業務委託）……8
○一般競争入札の執行（大阪市小・中学校教育用コンピューター機器一式（北・東ブロック）借入）……11
○一般競争入札の執行（大阪市小学校教育用コンピュータ機器一式（南・西ブロック）借入）……14
○開発行為に関する工事の完了……17
○開発行為に関する工事の完了……18
○道路の位置指定……19
○道路の位置指定……19
○道路の位置指定……19
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定……20
○指定管理者の指定の申請に関する公告（八幡屋公園及び公園内２施設）……20
○指定管理者の指定の申請に関する公告（長居公園及び公園内８施設）……24
○指定管理者の指定の申請に関する公告（咲くやこの花館）……28
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立修道館及び大阪城弓道場）……30
○特定計量器の定期検査……34
○放置自動車の処理……34

○甲種防火管理新規講習の開催‥‥‥

１　職制改正等に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。

２　この規則は、公布の日から施行することにしました。

（平成23年大阪市人事委員会規則第７号　監査・人事制度事務総括局任用調査部調査課）

公布された規程のあらまし

◇大阪市交通局職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程

１　東日本大震災の被災地でボランティア活動に参加する職員について、特別休暇の取得日数の特例を定めることにしました。

２　この規程は、平成23年４月23日から施行することにしました。

（平成23年大阪市交通事業管理規程第86号　交通局職員部職員課）

◇大阪市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

１　東日本大震災の被災地でボランティア活動に参加する職員について、特別休暇の取得日数の特例を定めることにしました。

２　この規程は、平成23年４月23日から施行することにしました。

（平成23年大阪市水道事業管理規程第18号　水道局総務部職員課）

◇大阪市病院局職員就業規程の一部を改正する規程

１　東日本大震災の被災地でボランティア活動に参加する職員について、特別休暇の取得日数の特例を定めることにしました。

２　この規程は、平成23年４月23日から施行することにしました。

（平成23年大阪市病院事業管理規程第34号　病院局総務部職員課）

規　　則

大阪市職員就業規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年４月22日

大阪市長　　平　松　邦　夫

大阪市規則第77号

大阪市職員就業規則の一部を改正する規則

大阪市職員就業規則（平成４年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正

する。

附則に次の１項を加える。

３　平成23年４月23日から同年12月31日までの期間における第12条第１項第５号の３の規定の適用については、同号中「５日」とあるのは「５日（総務局長が定める場合にあっては、７日）」とする。

附　則

この規則は、平成23年４月23日から施行する。

（平23.４.22掲示済）

〰〰〰

号の３の規定の適用については、同号中「５日」とあるのは「５日（任命権者が定める場合にあっては、７日）」とする。

附　則

この規則は、平成23年４月23日から施行する。

（平23．４．22掲示済）

〰〰〰

別表市長部局下水道管理事務所の項を次のように改める。

建設局方面管理事務所	所長、課長、課長代理、担当課長代理

別表市長部局下水処理場の項中「、副場長」を削る。

別表市長部局建設局河川管理事務所の項を次のように改める。

建設局河川・渡船管理事務所	所長

別表市長部局区役所の項中「担当部長、担当課長、担当課長代理」を「担当部長、副区長、課長、担当課長、主幹、課長代理、担当課長代理、副主幹」に改める。

別表市長部局保健福祉センターの項中「、担当課長、主幹、担当課長代理、副主幹」を削る。

別表教育委員会事務局（学校を除く教育機関を含む。）内部部局の項中「技術監」の次に「、課長」を、「首席管理主事」の次に「、課長代理」を加える。

別表選挙管理委員会事務局の項中「担当課長」を「次長、課長」に改める。

別表監査・人事制度事務総括局の項中「技術監」の次に「、課長」を、「担当課長」の次に「、課長代理」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 管 理 規 程

大阪市交通局職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年４月22日

大阪市交通局長　　新　谷　和　英

大阪市交通事業管理規程第86号

大阪市交通局職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（昭和43年大阪市交通事業管理規程第75号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

２　平成23年４月23日から同年12月31日までの期間における第37条第１項第３号の規定の適用については、同号中「５日」とあるのは「５日（局長が定める場合にあつては、７日）」とする。

附　則

この規程は、平成23年４月23日から施行する。

（平23.４.22掲示済）

〰〰〰

告　　示

大阪市告示第467号の２

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第３項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年４月21日

大阪市長　平　松　邦　夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年５月５日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種　　類	場　　所
普通自動車 （トヨタ　白色）	浪速区浪速西１丁目10番先

（建設局管理部路政課）

（平23．４．21掲示済）

大阪市告示第535号

一般競争入札を執行するので、次のとおり告示する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

次のとおり一般競争入札を執行する。

１　担当

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号

大阪市総務局行政部総務課　電話 06-6208-7414

２　入札に付すべき事項

⑴　調達件名及び数量　中央情報処理センター運用業務委託　長期継続　一式

⑵　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑶　契約期間　平成23年８月上旬から平成27年11月30日まで

⑷　サービス提供期間　平成23年12月１日から平成27年11月30日まで（48ヶ月）

⑸　履行場所　　大阪市総務局行政部ＩＴ統括課
大阪市西区立売堀４丁目10番18号
大阪市阿波座センタービル

３　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下、「資格審査申請」という。）を大阪市契約管財局契約部物品等契約担当（電話06-4395-7161）に行えば当該審査を行う。（申請の際には、必ずＷＴＯ適用入札に係る申請である旨を告げること。）ただし、平成23年５月20日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

⑵　大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと

⑶　大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

⑷　平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に承認種目「10　情報処理：01　情報処理：02　システム運用・保守」で登録していること

⑸　一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用するＩＳＭＳ適合性評価制度におけるＩＳＭＳ認証を取得していることを証明する書類の提出ができること

⑹　平成19年度以降において、同様の運用業務の実績があることの証明ができること

４　入札説明書等の交付期間及び交付場所等

⑴　入札説明書等の交付場所、入札参加申出書等の受付場所、契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先　　１に同じ

⑵　入札説明書等の交付方法

公示の日から平成23年５月20日（金）午後５時30分まで無償により交付する。

⑶　入札参加申出書等の受付期間

公示の日から平成23年５月20日（金）までの午前９時から午後５時30分までの間（ただし、本市の休日及び午後０時15分から午後１時までの間を除く。）

５　入札手続等

本入札は地方自治法施行令第167条の10の２に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に基づき本業務に関する入札書、提案書を提出すること

⑴　入札執行日時及び場所

平成23年６月22日（水）午前10時

大阪市役所本庁舎地下１階　共通会議室

なお、郵送による入札も認める。郵送による場合は、１あてに平成23年６月21日（火）午後５時30分までに必着のこと

⑵　提案書の提出期限及び提出場所

⑴に同じ。

郵送による場合は、書留等にて１あてに平成23年６月21日（火）午後５時30分までに必着のこと

⑶　入札保証金等

ア　入札保証金　　免除

イ　契約保証金　　要

ただし、大阪市契約規則第37条第１項の規定に該当する場合は免除する。

ウ　保証人　　不要

エ　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

オ　契約書作成の要否　　要

⑷　落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、⑸の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

⑸　落札者決定基準

ア　評価にあたっては、1500点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

イ　評価を技術点と価格点に区分し、その配点をそれぞれ技術点900点、価格点600点とする。

ウ　本基準の詳細は、入札説明書による。

６　入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

⑴　大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第１項の規定に該当する入札

⑵　同一入札において、他の入札者の代理人を兼ね又は２人以上の代理人として入札したときはその全部の入札

⑶　本市が交付した入札書を用いないでした入札

⑷　一般競争入札参加申出書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

⑸　開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

７　その他

⑴　この調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

⑵　この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

⑶　落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置設置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

⑷　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

⑸　詳細は入札説明書による。

8　Summary

⑴　Nature and estimated quantity of products to be procured:
Long-term (four years) Operation and Maintenance of the City’s Central Data Center　1 set

⑵　Closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:30 PM, 20 May 2011

⑶　Date and time for the submission of tenders:
10:00 AM,22 June 2011
(for tenders submitted by mail 5:30 PM ,21 June 2011)

⑷　Contact point where tender documents are available:
General Affairs Department, Administration Division,General Affairs Bureau, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201,TEL06-6208-7414

（総務局行政部総務課）

大阪市告示第536号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

1　担当部局

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）
電話　06-6208-9078

2　入札に付する事項

⑴　借入物品及び数量

大阪市小・中学校教育用コンピュータ機器一式（北・東ブロック）借入（長期継続）

⑵　借入物品の特質等

入札説明書による。

⑶　借入期間

平成23年９月１日から平成28年８月31日まで

契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。

⑷　借入場所

入札説明書による。

３　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年５月26日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

⑵　大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

⑶　大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと

⑷　平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12　賃貸：02　事務用品賃貸：02　情報処理用機器（158）」で登録していること

⑸　当該物品又はこれと類似する物品について、賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること

⑹　仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること

⑺　機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること

⑻　仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること

⑼　アフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることの証明書の提出ができること

４　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

担当部局（上記１に同じ）

⑵　入札説明書等の交付方法

公示の日から平成23年５月26日（木）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成３年大阪市条例第42号）第１条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前９時から午後５時までの間（ただし、午後０時15分から午後１時までを除く。）無償により交付する。

⑶　入札参加申請書の受付期間

公示の日の翌日から平成23年５月26日（木）までの毎日（本市の休日を除く。）午前９時から午後５時までの間（ただし、午後０時15分から午後１時までを除く。）

５　入札執行の日時及び場所

入札執行の日時

２⑴に掲げる案件　平成23年７月８日（金）午前10時00分

入札執行の場所

大阪市教育委員会事務局総務部総務課入札室（上記１に同じ）ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第２項に規定する郵便等による入札の場合は平成23年７月７日（木）午後５時までに必着のこと（郵送先は上記１に同じ）

６　入札保証金等

⑴　入札保証金　　免除

⑵　契約保証金　　要

ただし、契約規則第37条第１項の規定に該当する場合は、免除する。

⑶　保証人　　不要

⑷　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

⑸　契約書作成の要否　　要

⑹　落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

７　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年５月26日（木）午後５時までに提出しなければならない。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

８　入札の無効

契約規則第28条第１項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

９　その他

⑴　この調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

⑵　落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

⑶　本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約者の解除を行うこと

がある。

⑷　この調達は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約案件である。

⑸　詳細は入札説明書による。

10　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be leased:

①　Sets of computer apparatus for the data processing Education of Osaka City Elementary School and Junior High School (The North Block and The East Block)

⑵　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the quailfication confirmation: 5:00PM, 26 May 2011

⑶　The date and time for the submission of tenders:

2⑴　10:00AM　8 July 2011

(tenders submitted by mail 5:00PM, 7 July 2011)

⑷　A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department,General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20,Nakanoshima 1-chome,Kita-ku,Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市告示第537号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年５月６日

大阪市長　　平　松　邦　夫

１　担当部局

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）

電話　06-6208-9078

２　入札に付する事項

⑴　借入物品及び数量

大阪市小学校教育用コンピュータ機器一式（南・西ブロック）借入（長期継続）

⑵　借入物品の特質等

入札説明書による。

⑶　借入期間

平成23年９月１日から平成28年８月31日まで

契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。

⑷　借入場所

入札説明書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年５月26日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167 条の４の規定に該当しない者であること

⑵　大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

⑶　大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと

⑷　平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12　賃貸：02　事務用品賃貸：02　情報処理用機器（158）」で登録していること

⑸　当該物品又はこれと類似する物品について、賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること

⑹　仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること

⑺　機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること

⑻　仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること

⑼　アフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることの証明書の提出ができること

4　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

担当部局（上記１に同じ）

⑵　入札説明書等の交付方法

公示の日から平成23年５月26日（木）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成３年大阪市条例第42号）第１条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前９時から午後５時までの間（ただし、午後０時15分から午後１時までを除く。）無償により交付する。

⑶　入札参加申請書の受付期間

公示の日の翌日から平成23年５月26日（木）までの毎日（本市の休日を除く。）午前９時から午後５時までの間（ただし、午後０時15分から午後１時までを除く。）

5　入札執行の日時及び場所

入札執行の日時

2⑴に掲げる案件　平成23年７月８日（金）午前10時15分

入札執行の場所

大阪市教育委員会事務局総務部総務課入札室（上記１に同じ）ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第２項に規定する郵便等による入札の場合は平成23年７月７日（木）午後５時までに必着のこと（郵送先は上記１に同じ）

6　入札保証金等

⑴　入札保証金　　免除

⑵　契約保証金　　要

ただし、契約規則第37条第１項の規定に該当する場合は、免除する。

⑶　保証人　　不要

⑷　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

⑸　契約書作成の要否　　要

⑹　落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年５月26日（木）午後５時までに提出しなければならない。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8　入札の無効

契約規則第28条第１項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9　その他

⑴　この調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

⑵　落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

⑶　本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約者の解除を行うことがある。

⑷　この調達は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約案件である。

⑸　詳細は入札説明書による。

10　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be leased:

①　Sets of computer apparatus for the data processing Education of Osaka City Elementary School (The South Block and The West Block)

⑵　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the quailfication confirmation: 5:00PM, 26 May 2011

⑶　The date and time for the submission of tenders:

2⑴　10:15AM　8 July 2011

(tenders submitted by mail 5:00PM, 7 July 2011)

⑷　A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department,General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20,Nakanoshima 1-chome,Kita-ku,Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第２項の規定による検査の結果適合していたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年５月６日

大阪市長　　平　松　邦　夫

１　許可番号

平成23年２月10日　大阪市指令計（規）第100号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西淀川区姫島２丁目1744番１、1744番４、1744番５の一部、1745番３の一部

３　許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市江の木町24番20号

株式会社　シーバード

代表取締役　鳥取　良文

４　新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	34.880m	開発者	開発者	

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第２項の規定による検査の結果適合していたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

１　許可番号

平成23年２月18日　大阪市指令計（規）第104号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市浪速区桜川４丁目３番51

３　許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区南堀江４丁目４番18号

株式会社　オリエントホーム

代表取締役　福本　勤

４　新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	16.540m	開発者	開発者	すみ切り２ヵ所含む。
下水道	D=150mm	2.500m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付１ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	5.000m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付２ヵ所 新設工

５　廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	5.000m	大阪市	－	集水ますⅠ型　２ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第540号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

指定年月日及び指令番号

平成23年４月13日　大阪市指令　大計建企　第1001号

地　名	地　番	道路幅員	道路延長	摘　要
北区 大淀中 ５丁目	３番５	m 4.0	m 13.234	袋路状道路

（計画調整局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第541号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

指定年月日及び指令番号

平成23年４月14日　大阪市指令　大計建企　第1002号

地　名	地　番	道路幅員	道路延長	摘　要
淀川区 野中北 ２丁目	２番１	m 4.0	m 24.01	袋路状道路

（計画調整局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

指定年月日及び指令番号

平成23年４月18日　大阪市指令　大計建企　第1005号

地　名	地　番	道路幅員	道路延長	摘　要
東住吉区		m	m	
桑津５丁目	25番１	4.0	14.44	袋路状道路
	25番３			
	25番４			
	25番５			
	25番６			
	25番７			
	25番８			

（計画調整局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第543号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第１項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第８項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

・認定年月日及び認定番号

平成23年４月13日　第696号

・認定区域の名称

大阪市営生江住宅

・認定区域の位置

大阪市旭区生江３丁目288番　ほか18筆

（計画調整局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第544号

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「公園条例」という。）第19条、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第11条及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請

について、次のとおり公告する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

１　担当課

〒553-0005　大阪市福島区野田１－１-86
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟６階
大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課
電話　06-6469-3817

２　業務の概要

⑴　施設の名称及び所在地

ア　名　称　八幡屋公園及び公園内２施設（中央体育館・大阪プール）

イ　所在地　大阪市港区田中３丁目

⑵　業務の範囲

ア　有料施設の使用の許可に関すること

イ　施設全般の管理運営に関すること

ウ　建物及び附属設備の維持保全業務

エ　施設を活用した事業の実施

オ　事業報告書等の提出

カ　その他施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

⑶　管理の基準

ア　休館日

①　中央体育館

毎月第３月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下「休日」という。）に当るときは、その日以後最初に到来する休日以外の日を休館日とする。）及び12月28日から翌年１月４日まで

②　大阪プール

ⅰ　25ｍプール

月曜日（その日が休日に当たるときは、その日以後最初に到来する休日以外の日を休館日とする。）及び12月28日から翌年１月４日まで

ⅱ　50ｍプール及び飛び込みプール

月曜日（その日が休日にあたるときは、その日以後最初に到来する休日以外の日）及び10月１日から４月30日

ⅲ　アイススケート場

１月２日から３月31日まで及び11月１日から12月27日までの月曜日（その日が休日に当たるときは、その日以後最初に到来する休日以外の日）、１月１日、４月１日から10月31日並びに12月28日から12月31日

イ　開館時間

① 中央体育館

午前９時から午後９時まで

② 大阪プール

午前９時から午後９時まで

ウ 休館日及び開館時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

⑷ 指定を行おうとする期間

平成24年４月１日から平成28年３月31日まで

３ 申請資格

公園条例第21条、体育館条例第13条及びプール条例第12条の規定により、次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。

⑴ 破産者で復権を得ないもの

⑵ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないもの

⑶ その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア ⑴に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

４ 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、公園条例第22条、体育館条例第14条及びプール条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

⑴ 募集要項の交付場所

上記１に同じ

⑵ 募集要項の交付方法

平成23年５月16日（月）から平成23年６月２日（木）まで（ただし、日

曜日、土曜日、休日は除く）の午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで、上記１において無償により交付する。また、ゆとりとみどり振興局のホームページよりダウンロードすることができる。

⑶　指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア　提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ　指定管理者指定申請書の提出場所

大阪市福島区野田１－１-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟６階

大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部

ウ　添付書類

①　定款又は寄附行為、規約その他これらに関する書類

②　登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

③　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

④　納税証明書

⑤　指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。

⑥　指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

⑦　組織及び運営に関する事項を記載した書類

⑧　指定申請に関する意思の決定を証する書類

⑨　公園条例第21条、体育館条例第13条及びプール条例第12条に規定している欠格事項に該当しないことを信じさせるに足る書類

⑩　指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの八幡屋公園の管理に関する事業計画書及び収支予算書

⑪　八幡屋公園の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

エ　受付期間

平成23年７月26日（火）から平成23年７月27日（水）までの午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで

５　申請するものに要求される事項

⑴　指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

⑵　指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明

会に必ず参加すること

ア　日時　　平成23年６月８日（水）午前10時から

イ　場所　　花博記念ホール（陳列館ホール）

ウ　住所　　大阪市鶴見区緑地公園（鶴見緑地内）

エ　参加申込　所定の書式を電子メールにて申し込むこと

６　その他

⑴　指定手続において使用する言語　　日本語

⑵　詳細は募集要項による。

（ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課）

大阪市告示第545号

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「公園条例」という。）第19条、及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年５月６日

大阪市長　　平　松　邦　夫

１　担当課

〒553-0005　大阪市福島区野田１－１-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟６階

大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課

電話　06-6469-3817

２　業務の概要

⑴　施設の名称及び所在地

ア　名　称　長居公園及び公園内８施設（長居陸上競技場・長居第２陸上競技場・長居球技場・長居相撲場・長居庭球場・長居植物園・長居プール・長居運動場）

イ　所在地　大阪市東住吉区長居公園１丁目

⑵　業務の範囲

ア　有料施設の使用の許可に関すること

イ　施設全般の管理運営に関すること

ウ　建物及び附属設備の維持保全業務

エ　施設を活用した事業の実施

オ　事業報告書等の提出

カ　その他施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

⑶　管理の基準

ア　休館日

長居陸上競技場・長居第２陸上競技場・長居球技場・長居相撲場・長

居庭球場・長居プール・長居運動場・長居植物園

ⅰ　長居陸上競技場、長居第２陸上競技場、長居球技場、長居プール（屋内）

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当るときは、その翌日）及び12月28日から翌年１月４日まで

ⅱ　長居相撲場

12月28日から翌年１月４日まで

ⅲ　長居プール（屋外）

７月１日から８月31日までのみ開場

ⅳ　長居庭球場、長居運動場

無休

ⅴ　長居植物園

月曜日（その日が休日に当たるときはその翌日）及び12月28日から翌年１月４日まで

イ　開館時間

長居陸上競技場・長居第２陸上競技場・長居球技場・長居相撲場・長居庭球場・長居プール・長居運動場・長居植物園

ⅰ　長居陸上競技場、長居第２陸上競技場、長居球技場、長居プール（屋内）午前９時から午後９時まで

ⅱ　長居プール（屋外）

午前９時から午後５時まで

ⅲ　相撲場

午前９時から午後６時まで

ⅳ　長居庭球場

午前９時から午後９時まで（４月１日から11月30日まで）

午前９時から午後７時まで（12月１日から３月31日まで）

ⅴ　長居運動場

午前７時から午後７時まで（10月から４月まで）

午前７時から午後９時まで（５月から９月まで）

ⅵ　長居植物園

午前９時30分から午後４時30分まで

ウ　休館日及び開館時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

エ　個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号）に定める

ところにより取り扱うこと

⑷　指定を行おうとする期間

平成24年４月１日から平成28年３月31日まで

３　申請資格

公園条例第21条及びプール条例第12条の規定により、次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。

⑴　破産者で復権を得ないもの

⑵　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないもの

⑶　その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア　⑴に該当する者

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

４　手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、公園条例第22条及びプール条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

⑴　募集要項の交付場所

上記１に同じ

⑵　募集要項の交付方法

平成23年５月16日（月）から平成23年６月２日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。）の午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで、上記１において無償により交付する。また、ゆとりとみどり振興局のホームページよりダウンロードすることができる。

⑶　指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア　提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ　指定管理者指定申請書の提出場所

大阪市福島区野田１－１-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟６階

大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部

ウ　添付書類

① 定款又は寄附行為、規約その他これらに関する書類

② 登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

③ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

④ 納税証明書

⑤ 指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。

⑥ 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

⑦ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

⑧ 指定申請に関する意思の決定を証する書類

⑨ 公園条例第21条及びプール条例第12条に規定している欠格事項に該当しないことを信じさせるに足る書類

⑩ 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの長居公園の管理に関する事業計画書及び収支予算書

⑪ 長居公園の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

エ 受付期間

平成23年７月26日（火）から平成23年７月27日（水）までの午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで

5 申請するものに要求される事項

⑴ 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

⑵ 指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明会に必ず参加すること

ア 日時　平成23年６月８日（水）午前10時から

イ 場所　花博記念ホール（陳列館ホール）

ウ 住所　大阪市鶴見区緑地公園（鶴見緑地内）

エ 参加申込　所定の書式を電子メールにて申し込むこと

6 その他

⑴ 指定手続において使用する言語　日本語

⑵ 詳細は募集要項による。

（ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課）

大阪市告示第546号

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「公園条例」という。）第19条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

１　担当課

〒553-0005　大阪市福島区野田１－１-86
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟６階
大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課
電話　06-6469-3817

２　業務の概要

⑴　施設の名称及び所在地

ア　名　称　咲くやこの花館

イ　所在地　大阪市鶴見区緑地公園２-163

⑵　業務の範囲

ア　有料施設の使用の許可に関すること

イ　施設全般の管理運営に関すること

ウ　建物及び附属設備の維持保全業務

エ　施設を活用した事業の実施

オ　事業報告書等の提出

カ　その他施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

⑶　管理の基準

ア　休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日）及び12月28日から翌年１月４日まで

イ　開館時間

午前10時から午後５時まで（ただし、入館は午後４時30分まで）

ウ　休館日及び開館時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

エ　個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

⑷　指定を行おうとする期間

平成24年４月１日から平成28年３月31日まで

3　申請資格

公園条例第21条の規定により、次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。

⑴　破産者で復権を得ないもの

⑵　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないもの

⑶　その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア　⑴に該当する者

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

4　手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、公園条例第22条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

⑴　募集要項の交付場所

上記１に同じ

⑵　募集要項の交付方法

平成23年５月16日（月）から平成23年６月２日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。）の午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで、上記１において無償により交付する。また、ゆとりとみどり振興局のホームページよりダウンロードすることができる。

⑶　指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア　提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ　指定管理者指定申請書の提出場所

大阪市福島区野田１－１-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟６階

大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部

ウ　添付書類

①　定款又は寄附行為、規約その他これらに関する書類

②　登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

③　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

④　納税証明書

⑤　指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。

⑥　指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

⑦　組織及び運営に関する事項を記載した書類

⑧　指定申請に関する意思の決定を証する書類

⑨　公園条例第21条に規定している欠格事項に該当しないことを信じさせるに足る書類

⑩　指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの咲くやこの花館の管理に関する事業計画書及び収支予算書

⑪　咲くやこの花館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

エ　受付期間

平成23年７月26日（火）から平成23年７月27日（水）までの午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで

５　申請するものに要求される事項

⑴　指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

⑵　指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明会に必ず参加すること

ア　日時　　平成23年６月８日（水）午前10時から

イ　場所　　花博記念ホール（陳列館ホール）

ウ　住所　　大阪市鶴見区緑地公園（鶴見緑地内）

エ　参加申込　所定の書式を電子メールにて申込むこと

６　その他

⑴　指定手続において使用する言語　　日本語

⑵　詳細は募集要項による。

（ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課）

大阪市告示第547号

大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号。以下「修道館条例」という。）第12条及び大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「公園条例」という。）第19条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

１　担当

〒553-0005　大阪市福島区野田１－１-86
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟９階
大阪市ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当
電話　06-6469-3870

２　業務の概要

⑴　施設の名称及び所在地

大阪市立修道館
大阪市中央区大阪城２番１号
大阪城弓道場
大阪市中央区大阪城３番４号

⑵　業務の範囲

ア　使用の許可に関すること
イ　施設全般の管理運営に関すること
ウ　大阪市立修道館（以下「修道館」という。）及び大阪城弓道場（以下「弓道場」という。）の管理運営に関すること
エ　建物及び附属設備の維持保全業務
オ　施設を活用した事業の実施
カ　事業報告書等の提出
キ　その他施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

⑶　管理の基準

ア　休館日

①　修道館
12月28日から翌年１月４日まで

②　弓道場
月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当るときは、その日後最初に到来する休日以外の日）及び12月28日から翌年１月４日まで

イ　供用時間

①　修道館
午前９時から午後９時まで。ただし、土曜日にあっては午前９時から午後５時まで

②　弓道場
午前９時から午後９時まで

ウ　休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は体育館の効用を発揮するため必要があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日

を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

エ　個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

⑷　指定を行おうとする期間

平成24年４月１日から平成28年３月31日まで

３　申請資格

修道館条例第14条及び公園条例第21条の規定により、次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。

⑴　破産者で復権を得ないもの

⑵　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないもの

⑶　その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア　⑴に該当する者

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

４　手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、修道館条例第15条及び公園条例第22条の規定により、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

⑴　募集要項の交付場所

上記１に同じ

⑵　募集要項の交付方法

平成23年５月16日（月）から平成23年６月２日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く）の午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで、上記１において無償により交付する。また、ゆとりとみどり振興局のホームページよりダウンロードすることができる。

⑶　指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア　提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ　指定管理者指定申請書の提出場所

大阪市福島区野田１－１-86
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟９階
大阪市ゆとりとみどり振興局スポーツ部

ウ　添付書類

①　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

②　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

③　指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。

④　指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

⑤　組織及び運営に関する事項を記載した書類

⑥　指定申請に関する意思の決定を証する書類

⑦　修道館条例第14条及び公園条例第21条に規定している欠格事項に該当しないことを信じさせるに足る書類

⑧　法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(最近３年度分。提出日において発行から３ヶ月以内のもの)

⑨　本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書(最近３年度分。提出日において発行から３ヶ月以内のもの)

⑩　指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの修道館及び弓道場の管理に関する事業計画書及び収支予算書

⑪　修道館及び弓道場の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

エ　受付期間

平成23年７月26日（火）から平成23年７月27日（水）までの午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで

5　申請するものに要求される事項

⑴　指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

⑵　指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明会に必ず参加すること

ア　日時　　平成23年６月８日（水）午前10時から

イ　場所　　花博記念ホール（陳列館ホール）

ウ　住所　　大阪市鶴見区緑地公園（鶴見緑地内）

エ　参加申込　所定の書式で電子メールにて担当に申込むこと

6　その他

⑴　本件募集で指定する指定管理者は、修道館および弓道場と併せた２施設で一つの指定管理者とする。

⑵　指定手続において使用する言語　日本語

⑶　詳細は募集要項による。

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第548号

計量法（平成４年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

１　特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成23年　旭　区

検査月日	曜	検査場所	所在地
６月６日	月	旭区保健福祉センター分館	森小路２丁目５番２６号
６月７日	火	生江小学校	生江１丁目１０番２１号
６月８日	水	大宮小学校	大宮４丁目９番１６号
６月９日	木	清水小学校	清水５丁目１番１２号
６月１０日	金	高殿小学校	高殿６丁目９番１０号

２　所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中３丁目１番126号大阪市計量検査所（電話6577-5888）まで問い合わせされたい。

（経済局　計量検査所）

大阪市告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第３項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年５月６日

大阪市長　平　松　邦　夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年５月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種　　類	場　　所
1	自動二輪車 （スズキ 白色）	旭区中宮３丁目13番先
2	普通自動車 （ホンダ 黒色）	旭区赤川４丁目10番先
3	普通自動車 （スズキ 白色）	西成区中開２丁目１番先
4	普通自動車 （ミツビシ 白色）	淀川区加島１丁目22番先

（建設局管理部路政課）

大阪市（消）告示第14号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第３条第１項第１号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成23年４月25日

大阪市消防長　岡　武　男

１　講習の区分　甲種防火管理新規講習

２　開　催　日

回　数	開　催　日
第12回	平成23年７月２日（土）、３日（日）
第13回	平成23年７月５日（火）、６日（水）
第14回	平成23年７月７日（木）、８日（金）
第15回	平成23年７月26日（火）、27日（水）
第16回	平成23年８月３日（水）、４日（木）
第17回	平成23年８月20日（土）、21日（日）
第18回	平成23年８月22日（月）、23日（火）
第19回	平成23年９月３日（土）、４日（日）
第20回	平成23年９月５日（月）、６日（火）
第21回	平成23年９月13日（火）、14日（水）
第22回	平成23年９月27日（火）、28日（水）

３　講習時間　各日とも10時00分から16時00分まで

４　講習場所　大阪市立阿倍野防災センター３階研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目13番23号

５　申込受付期間　告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

６　受講対象者　受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者

7　申 込 方 法　受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）

（平23．4．25掲示済）

大阪市（消）告示第15号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第３条第１項第１号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成23年４月25日

大阪市消防長　岡　武　男

1　講 習 の 区 分　甲種防火管理再講習

2　開催日及び場所

回　数	開　催　日	場　所
第７回	平成23年７月19日（火）午前	生野分室
第８回	平成23年７月31日（日）午後	防災センター
第９回	平成23年８月12日（金）午前	生野分室
第10回	平成23年８月30日（火）午後	生野分室
第11回	平成23年９月12日（月）午前	防災センター
第12回	平成23年９月20日（火）午後	生野分室

3　講　習　時　間　⑴　午前（10時00分から12時00分まで）

⑵　午後（14時00分から16時00分まで）

4　講習会場所在地　⑴　大阪市消防局生野分室（生野図書館１階）

大阪市生野区勝山南４丁目７番11号

⑵　大阪市立阿倍野防災センター３階研修室

大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目13番23号

5　申込受付期間　告示の日から講習開催日の14日前まで

ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

6　受 講 対 象 者　消防法施行令第４条の２の２第１項第１号の防火対象物の防火管理者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第２条の２の２の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

7　申　込　方　法　受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）

（平23．4．25掲示済）

大阪市（消）告示第16号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第３条第１項第２号イに規定する乙種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成23年４月25日

大阪市消防長　岡　武　男

１　講習の区分　乙種防火管理講習

２　開　催　日

回　数	開　催　日
第２回	平成23年９月21日（水）

３　講習時間　10時00分から16時00分まで

４　講習場所　大阪市消防局生野分室（生野図書館１階）
大阪市生野区勝山南４丁目７番11号

５　申込受付期間　告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

６　受講対象者　受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者

７　申込方法　受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）
（平23．４．25掲示済）

大阪市（消）告示第17号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第１項第１号に規定する防災管理に関する講習を次のとおり開催する。

平成23年４月25日

大阪市消防長　岡　武　男

１　講習の区分　防災管理新規講習

２　開催日及び場所

回　数	開　催　日	場　所
第７回	平成23年７月20日（水）	生野分室
第８回	平成23年７月25日（月）	生野分室
第９回	平成23年８月２日（火）	生野分室
第10回	平成23年８月16日（火）	生野分室
第11回	平成23年９月９日（金）	生野分室
第12回	平成23年９月22日（木）	防災センター

3　講　習　時　間　10時30分から16時00分まで

4　講習会場所在地　⑴　大阪市消防局生野分室（生野図書館１階）
大阪市生野区勝山南４丁目７番11号
⑵　大阪市立阿倍野防災センター３階研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目13番23号

5　申込受付期間　告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

6　受講対象者　甲種防火管理の資格を有する者で、受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者

7　申　込　方　法　受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）
（平23．４．25掲示済）

大阪市（消）告示第18号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第１項第１号に規定する防災管理に関する講習を次のとおり開催する。

平成23年４月25日

大阪市消防長　岡　武　男

1　講習の区分　甲種防火管理新規講習及び
防災管理新規講習を併せて実施する講習

2　開　催　日

回　数	開　催　日
第９回	平成23年７月９日（土）、10日（日）
第10回	平成23年７月28日（木）、29日（金）
第11回	平成23年８月18日（木）、19日（金）
第12回	平成23年８月25日（木）、26日（金）
第13回	平成23年９月１日（木）、２日（金）
第14回	平成23年９月15日（木）、16日（金）
第15回	平成23年９月29日（木）、30日（金）

3　講　習　時　間　各日とも９時30分から16時30分まで

4　講　習　場　所　大阪市立阿倍野防災センター３階研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目13番23号

5　申込受付期間　告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

6　受 講 対 象 者　受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者

7　申 込 方 法　受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）

（平23．4．25掲示済）

大阪市水道局告示第25号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年５月６日

大阪市水道局長　井　上　裕　之

1　担当部局

〒552-0007　大阪市港区弁天１丁目２番１-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当　電話　06-4395-7161

2　入札に付する事項

⑴　借入物品及び予定数量

水道局情報通信ハイウェイ関係機器（その２）　一式

（電子入札対象案件）

⑵　借入物品の特質等　入札説明書による。

⑶　借入期間　平成23年９月１日から平成28年２月29日まで

⑷　借入場所　入札説明書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（１に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年５月20日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

⑵　大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

⑶　大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

⑷　平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02事務用品賃貸 02 情報処理用機器（158）」で登録していること

⑸　ネットワーク機器（Ｌ２、Ｌ３スイッチ）について、１年を超える長期借入契約した業務実績がある賃貸業の者であること

⑹　仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等を証明する書類が提出できること

⑺　機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることを証明する書類が提出できること

⑻　仕様書に定めたインストール作業ができることを証明する書類の提出できること

⑼　アフターサービス・メンテナンス等の体制について証明する書類が提出できること

4　入札説明書等の交付場所等

⑴　入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先　　大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（１に同じ）

⑵　入札説明書等の交付方法　　公示の日から平成23年５月20日（金）まで無償により交付する。

⑶　入札参加申請書等の受付期間　　公示の日の翌日から平成23年５月20日（金）午後５時まで

⑷　入札参加申請書等の受付場所　　入札説明書による。

5　契約条項を示す場所

〒559-8558　大阪市住之江区南港北１丁目14番16号
大阪市水道局総務部管財課　電話　06-6616-5461

6　入札執行の日時等

⑴　電子入札による場合

①　入札書受付期間　　平成23年６月15日（水）から同月16日（木）までの午前９時から午後５時まで

②　開札予定日時　　平成23年６月17日（金）午後１時30分

③　場所　　システム上とする。

⑵　紙入札による場合

①　入札書受付期間　　平成23年６月17日（金）午後１時から午後１時30分まで

②　開札予定日時　　平成23年６月17日（金）午後１時30分

③　場所　　大阪市契約管財局入札室（１に同じ）

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第７号。以下「契約規程」という。）第23条第２項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、書留郵便など配達の記録が残る方法により平成23年６月16日（木）午後５時までに必着のこと

7　入札保証金等

⑴　入札保証金　　免除

⑵　契約保証金　　要

ただし、契約規程第34条第１項の規定に該当する場合は免除する。

⑶　保証人　　不要

⑷　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

⑸　契約書作成の要否　　要

⑹　落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

８　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年５月20日（金）午後５時までに受付場所に、持参又は書留郵便など配達の記録が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

９　入札の無効

契約規程第26条第１項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10　その他

⑴　この調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

⑵　契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

⑶　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

⑷　この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

⑸　詳細は入札説明書による。

11　Summary

⑴　Nature and estimated quantity of the products to be leased:
Equipment related to waterworks bureau telecommunication highway
1 set

⑵　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00 PM,20 May 2011

⑶　The date and time for the submission of tenders:

①　on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM,15 Jun 2011 to 5:00PM,16 Jun 2011

②　in person: from 1:00PM to 1:30PM,17 Jun 2011

③　by post: 5:00PM,16 Jun 2011

⑷ A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

（水道局総務部管財課）

公　　告

大阪市公告第62号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年５月６日

大阪市長　　平　松　邦　夫

１　契約担当

〒559-0034　大阪市住之江区南港北１丁目14番16号
大阪府咲洲庁舎　34階
大阪市建設局総務部経理課
電話 06-6615-7541

２　入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田外１自転車保管所古自転車等－４	２山
②	南港外４自転車保管所古自転車等－４	５山

３　下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	５月25日（水）	午前10時から午後５時まで	安田保管所	鶴見区安田２丁目５番16号
			長吉南保管所	平野区長吉長原東１丁目２番先
②	５月25日（水）	午前10時から午後５時まで	南港保管所	住之江区南港東５丁目３番41号
			西島保管所	西淀川区西島１丁目２番付近
			北港保管所	此花区北港２丁目１番付近
			大宮保管所	旭区大宮１丁目１番32号
			都島保管所	都島区都島南通２丁目１番19号

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課　　電話　06-6615-6668

ＦＡＸ　06-6615-6576

４　入札参加資格

⑴　平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成23年５月24日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア　物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ　使用印鑑届（本市様式）

ウ　物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（http://www.keiyaku.city.osaka.jp/）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ　法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ　法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

＊エ、オについては、発行後３ヶ月以内のもの

⑵　古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

５　入札参加申込の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　　本公告の日から平成23年５月24日（火）午後５時30分までの本市の休日を除く午前９時から午後５時30分まで

（午後０時15分から午後１時までを除く。）

⑵　受付場所　　上記１に同じ

６　入札参加資格の審査等

５の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、４にある承認証等を確認することによるので、持参すること

７　仕様書の交付方法

本公告の日から平成23年５月24日（火）午後５時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記１においても無償で交付する。

８　契約条項を示す場所

上記１に同じ

９　入札保証金

免除

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11　入札執行場所

大阪府咲洲庁舎34階　大阪市建設局入札室

12　入札執行日時

①　平成23年５月26日（木）　午前10時

②　平成23年５月26日（木）　午前10時30分

13　入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14　入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の４に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15　入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第１項各号のいずれかに該当する入札

（注１）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16　落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17　その他

⑴　契約締結時において、４⑴の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

⑵　落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

（建設局総務部経理課）

大阪市人事委員会公告第５号

大阪市教職員組合（登録番号第６号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選、規約の変更）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第９項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第４条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第６条第３項の規定に基づき公告する。

平成23年５月６日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委員長　　西　村　捷　三

１　職員団体登録簿中第５項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における役職	所属校	職名	氏名	住所
執行委員長	離籍		川島　一郎	松原市阿保６-15-34
副執行委員長	東桃谷小学校	教諭	菅原恵美子	奈良県奈良市右京３-26-12
	大桐中学校	首席	中　敏之	兵庫県尼崎市上坂部３-23-５
書記長	生江小学校	教諭	稲田　幸良	大東市赤井３-12-16
書記次長	離籍		酒井　博文	大阪市東住吉区住道矢田４-５-43
	玉津中学校	学校事務職員	才福　英樹	大阪市城東区新喜多東２-３-２-318
執行委員	旭陽中学校	教諭	伊東ゆかり	大阪市北区菅原町10-36-203
	旭東中学校	教諭	大越　正吾	大阪市東淀川区東淡路５-12-４
	阪南中学校	教諭	南地　伸夫	河内長野市清見台４-12-18
	旭東中学校	教諭	淵上　敦子	大阪市東淀川区西淡路３-13-21
	四貫島小学校	教諭	岡本　修	大阪市住吉区万代６-14-12-106
	天下茶屋小学校	栄養教諭	本條　正己	東大阪市大蓮東５-15-14
	大淀小学校	教諭	増田　純一	大阪市旭区今市１-11-６
	木津中学校	首席	松岡　誠	松原市田井城６-318-11
	高松小学校	教諭	髙井　千彰	柏原市上市３-６-16
	住吉川小学校	教諭	砂子　多代	大阪市住吉区清水丘３-14-17-612
会計監査	敷津浦小学校	教諭	村上　弘子	大阪市住吉区東粉浜２-20-15
	長吉南小学校	教諭	寺澤　亘	大阪市阿倍野区松虫通２-３-７
	放出中学校	教諭	芦田　雅弘	東大阪市鴻池町２-３-７-502
	美津島中学校	教諭	川原　輝男	兵庫県西宮市甲子園口北町12-５-209
	住吉幼稚園	養護教諭	永山　悦子	大阪市東住吉区中野２-５-28-302
専任執行委員	宮原中学校	学校事務職員	辻本　弘	京都府向日市森本町下森本24－69
	平野小学校	養護教諭	川﨑　純代	大阪市東住吉区北田辺１-10-７
	榎並小学校	栄養教諭	東堤　仁	大阪市鶴見区中茶屋１-15-17

	学校経営管理センター	学校事務職員	久山　裕二	大阪市福島区福島 8-20-17
	東商業高等学校	学校事務職員	高月　旭	兵庫県尼崎市築地 5-8-13
	学校経営管理センター	学校事務職員	内田　優子	東大阪市新庄3-8-15
	長吉西中学校	学校事務職員	三村　和男	河内長野市上原町 592-1
	桜宮中学校	教諭	楠本　匡	豊中市刀根山 4-4-20-320
	常盤小学校	学校事務職員	四牟田修三	藤井寺市青山1-15-18

2　職員団体登録簿中第8項（規約の作成又は変更が、地方公務員法第53条第3項の規定に適合するものであることを確認する旨）に次のとおり登録した。

「ここに確認する（平成23年4月19日登録）」

3　登録年月日

平成23年4月19日

（監査・人事制度事務総括局任用調査部調査課）

大阪市人事委員会公告第6号

大阪市学校園教職員組合（登録番号第15号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成23年5月6日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委員長　西 村 捷 三

1　職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿　大阪市学校園教職員組合

団体における役職名	所属部課名	職名	氏　名	住　所
執行委員長	泉尾東小学校	教諭	中路龍太郎	奈良県奈良市中山町西 2-950-64
副執行委員長	萩之茶屋小学校	教諭	野竹　好孝	大阪市西成区花園南 1-13-6
	巽中学校	教諭	宮城　登	大阪市天王寺区勝山 4-11-16-1203
	茨田小学校	教諭	舛田佳代子	奈良県奈良市富雄北 1-15-29-3
書　記　長	伝法小学校	教諭	鍋田　仁史	大阪市東成区中本 4-1-17-401

書記次長	学校経営管理センター	事務職員	前垣　泉	大阪市平野区西脇 3－5－3
	加美小学校	教諭	久家　環	大阪市住吉区大領 1－1－2
会計委員	加美南部小学校	事務職員	東　三郎	大阪市平野区平野南 1-11-23-1005
	長吉幼稚園	教諭	吉永　眞弓	大阪市東住吉区北田辺 3-10-27
執行委員	長吉出戸小学校	教諭	前田　睦男	羽曳野市西浦1－1－3
	太子橋小学校	教諭	河村　陽子	大阪市城東区今福西 6－7-33-1505
	西三国小学校	教諭	大中　重範	吹田市江坂町4-13-505
	三先小学校	栄養教諭	城　寿美香	大阪市大正区三軒家東 2-12-69-711
	巽南小学校	教諭	今上あゆみ	堺市西区鳳北町5-239-8
	榎並小学校	教諭	馬場　史章	大阪市天王寺区大道 3－5-10-701
会計監査	出来島小学校	教諭	中野　晴之	大阪市東淀川区豊里 7－6-10－602
	田中小学校	教諭	浜口　徹	奈良県生駒市白庭台 4－5-20
	城東中学校	教諭	古澤　千枝	大阪市城東区鴫野西 4－9-17-806
	加賀屋中学校	教諭	黒川佐登子	堺市堺区香ヶ丘町 5－2-21
	堀江幼稚園	教諭	丸尾　徳子	大阪市鶴見区浜3-12-30
特別執行委員	小松小学校	教諭	小林　優	大阪市東淀川区菅原 2－3-38

２　登録年月日

平成23年４月19日

（監査・人事制度事務総括局任用調査部調査課）

大阪市人事委員会公告第７号

大阪市立障害児学校教職員組合（登録番号第５号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第９項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第４条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第６条第３項の規定に基づき公告する。

平成23年５月６日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長　　西 村 捷 三

１　職員団体登録簿中第５項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

役員名	所属校	職名	氏名	住所
執 行 委 員 長	離籍専従	組合役員	実森　之生	貝塚市畠中２－２－８
副執行委員長	住之江特別支援学校	教諭	太田　昌美	大阪市都島区友渕町１－４－１-705
〃　〃	視覚特別支援学校	寄宿舎指導員	藤田　幹彦	吹田市吹東町20-６
〃　〃	光陽特別支援学校	事務職員	守山　禎三	寝屋川市桜木町19-５
〃　〃	難波特別支援学校	教諭	河野　早苗	大阪市都島区内代町１－２-37-804
書　記　長	難波特別支援学校	教諭	岡村　聡	大阪市東住吉区杭全１-10-21-411
書 記 次 長	長谷川羽曳野学園	寄宿舎指導員	井原　規夫	岸和田市大町４－１－４
執 行 委 員	視覚特別支援学校	寄宿舎指導員	横山　公美	泉佐野市東佐野台10-13
〃　〃	聴覚特別支援学校	寄宿舎指導員	近友　順子	大阪市中央区法円坂１－４-17-212
〃　〃	思斉特別支援学校	教諭	中野　勉	吹田市日の出町26-８
〃　〃	住之江特別支援学校	教諭	石原　健司	堺市東区北野田975-27
〃　〃	西淀川特別支援学校	教諭	大西　恭子	大阪市東淀川区東淡路１－３－１-506
会 計 監 査	難波特別支援学校	教諭	椎名　隆二	藤井寺市小山１－１-24
〃　〃	平野特別支援学校	実習助手	森田由桂子	大阪市東住吉区田辺３-21-５

２　登録年月日

平成23年４月25日

（監査・人事制度事務総括局任用調査部調査課）

共 済 組 合 公 告

大阪市職員共済組合公告第８号

大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第４区の当選人は次のとおりであるので公告する。

平成23年５月６日

大 阪 市 職 員 共 済 組 合
理事長　　村　上　龍　一

選　挙　区	所 属 部 局 名	氏　　名

第　4　区	消 防 局	高 畠　良 彦

（大阪市職員共済組合　庶務係）